



# お茶と弁護士について

会員 鈴木 啓太 (64期)

昨年12月、東京での司法修習が無事終わり、法曹界の末席に加わったのであるが、同時に茶室の末席にも加わった。今年1月から月に3回、虎ノ門にある勤務先事務所のごく近くの茶室にて、茶道のお稽古をしている。ほとんど何の知識も無いところから始めたため、最初は文字通り右も左も分からなかったが、最近はやや右と左くらいは分かるようになってきたところである。特に何に役立つからやっているというものでもないが、月に3回程度、普段のばたばたした日常を離れて、おいしい和菓子とお茶をいただくのも、まさしく一服という感じがして、かなり気に入っている。

ここで話があらぬ方向へ飛ぶが、先日、東京弁護士会の広報活動の一環で、市民交流会が行う「弁護士との懇談会」なる会合に参加した。「市民と弁護士との懇談会」などという、オマエは市民ではないのか、といわゆる市民側からお叱りを受けそうであるが、ともかく、非法曹の方と私たち弁護士とが、日ごろ司法、とりわけ弁護士について考えていることについて自由に語り合うというものである。この中で、市民側の意見として最も多かったものは、弁護士事務所は敷居が高く、何かトラブルをかかえていても、弁護士先生に相談することには抵抗があるというものだった。

私個人の感覚としては、近年、弁護士へのアクセスのための様々な制度が立ちあげられてきており、以前に比べれば敷居が相当低くなってきているのではないかと、このように考えていたが、現状、制度としてはともかく、市民感覚の問題としては、市民から弁護士への門戸は広く開かれているわけでもないようである。弁護士の敷居が高いと感じられることの要因には様々あると思われるが、一つには、市民にとっては、弁護士と接する機会が一生に一度あるかないか、それゆえに市民と弁護士の交流は少なく、弁護士というのはいわく得体のしれない人たち、というように思われがちであることが挙げられる。

とはいえ、弁護士というのは医者にたとえられることが多いことからわかるように、社会的に健康な人との接点は、特に一般民事事件を扱う弁護士をやっている場合には、数少ない。それでは、このような市民の印象、一言でいえば警戒感にどのように対処していくべきであろうか。

ここで話は冒頭の茶道に戻るが、お茶の面白さは温かいおもてなしの心と厳しい合理性が同時並行で進んでいくところだと勝手に考えている。結局一人一人の依頼者に誠実に対応することでしか市民全体からの警戒感を解く方法は無いと思われるが、お茶に見られるおもてなしと合理性の共存は、市民に対する法律家の在り方としても学ぶところは大きい。そもそも、巷間よく言われているところでは、法律家に必要なものは熱い心と冷たい頭脳とのことであるから、両者似ていると言えば似ている。そうそううまくいくものでもないだろうが、法律以外のことも、法律家としての在り方に役立てば良いと思い、何かと楽しみにしているところである。



前列右端が筆者